八潮だより

一周年記念号
発行所 八潮公民館
発行人 会田 悠治
編集人 大山 昌吾

「八潮だより」発刊 一周年記念号

愛される広報紙に

八潮だより一周年に寄せて

村長　恩田 理三郎

八潮だより発刊以来、曩早寄せられた祝辞の寄稿に寄せられた方々は誠に偉大であります。特に公民館長として、社会教育の振興と共に、村政の進展に努力されられた会田公民館長殿を始め、編集員その他関係各位のご協力と、陰に深いお骨と優秀なる編集技術を以って指導せられた大山昌吾編集委員殿に感謝致します。

尚、同会において八潮村は広報活動優秀村として表彰されました。今後ますますこの栄誉を保持して更に発展して参ります。

以上の八潮だより一周年に当たり、村民の皆様方の協力を願い、なお、今後ともいっそう広報活動に努力致す次第であります。

八潮村「定例初議会」開かる

新年度予算など十四議案、条例の改正も

昭和三十四年第一回八潮村定例議会は三月十二日八潮公民館に招集され、次の十四議案を提出、月末二日を迎って慎重審議の結果全議案が可決されました。

議案第一号　昭和三十三年度八潮村歳入歳出加算予算
議案第二号　昭和三十三年度八潮村国民健康保険特別会計歳入歳出加算予算
議案第三号　昭和三十三年度八潮村簡易水道特別会計歳入歳出加算予算
議案第四号　昭和三十三年度災害復旧工事特別会計歳入歳出加算予算
議案第五号　昭和三十四年度八潮村歳入歳出予算
議案第六号　昭和三十四年度八潮村国民健康保険特別会計歳入歳出予算
議案第七号　昭和三十四年度八潮村簡易水道特別会計歳入歳出予算
議案第八号　昭和三十四年度八潮村災害復旧特別会計歳入歳出予算
議案第九号　八潮村新村建設審議会条例設置について
議案第十号　八潮村国民健康保険条例改正について
議案第十一号　八潮村国民健康保険税条例一部改正条例設定について
議案第十二号　公用財産取得について
議案第十三号　配置について
議案第十四号　祭礼金品の受入れについて

四月一日付で委嘱

区長及び区長代理者

区長及び区長代理者の任期は本年三月三十一日までであり、この次選びつきましては各区より左記の通り推薦がありましたので四月一日付で村長より次の方々が委嘱されました。

（住所・区長・区長代理者）

（1）八潮村大字八潮小字大谷
（2）岡島木　会田　勝義、高橋九二
（3）岡一和耕　加藤市二郎、会田　平吉
（4）岡一和耕　山田己之助、和井田福松
（5）岡宮　萩野物次郎、増田喜一郎
（6）岡鶴ヶ曽根（一）　飯田　山　勝、浅井文次郎
（7）岡鶴ヶ曽根（二）　未定　未定
（8）岡小作田　鈴木勝之助、鈴木　滝蔵
（9）岡松之木　豊田寿太郎、豊田　友治
（10）岡伊草　未定　未定
（11）岡一丁目小学校二丁目　恩田勝太郎、恩田　三蔵
（12）岡木曽根小学校木曽根　大山　昌吉、恩田　源蔵
（13）岡一丁目小学校二丁目　田中　友吉、田中　弥助
（14）岡宮川崎　台　平四郎、芝　種一郎
（15）岡伊野　会　和一郎、朝田勝四郎
（16）岡伊野　会　和一郎、朝田勝四郎
（17）岡大瀬小学校大瀬　臼倉　健司、遠田　藤系
（18）岡下大瀬　田中　政吉、田中　武
（19）岡吉家太郎分衛門、臼倉常治
（20）岡西吉新田　三ヶ島　茂、榎本　健蔵
（21）岡会社　永峯　武、沢田英一郎
（22）岡坊　小沢　高一、島根　栄吉
（23）岡木曽根小学新田　国枝　福松、渋谷　雄三
（24）岡一丁目小学新田　秋山　文蔵、猪野金太郎
（25）岡上馬場　武之内清吉、浜野　専治
（26）岡中馬場　会田　悠治、金井宗次郎
（27）岡大原　立川男之助、石井　重次
（28）岡大原根　未定　未定
（29）岡小曽根小学校小曽根　鈴木　正明、久下沼　章
（30）岡塚原　宮本　時雄、小島　学蔵
（31）岡宮袋　中島　重吉、栗原　忠男
（32）岡塚之宮　会田　明、田中勝五郎
（33）岡後谷　会田　悠治、金井宗次郎

八潮だより一周年記念号

八潮だよりの発行をはじめて早すでに三十六号、原稿は実に千数は十二回、その中臨時、特集号は三回、その中臨時、特集号は三回、第四号までは隔月発行と定められていましたが、その後村当局はじめ理解協力者の声と共に意識編集に当たられる各位の愛読熱望が認められ毎月発行となったことは、その原稿執筆者の熱心なる努力と派知の賜のもの、その員は八潮だよりの一周年を迎えるにあたり、本号は特集号として編集製作されました。

その模様を写真掲載しました。

その中に申上げる必要はないと思われますが、その後村当局はじめ諸者各位並びに編集製作関係者の方々の労を多謝いたし、又一部ではもっと論文を出せ、以てその意に応じ、省と県に陳情を集約星平するものとも言う。

本号は、はじめて、ページ数を増し、内容の充実を図ったつもりであります。

一つの務めと存ます。

卵に関係者各位におかれましても社会教育の本質を基本とした上で歩一歩前進の選択を果し得たものであろうかと反省するとき、なおいろいろの問題に対処と存ますので遠慮なく御指摘と御鞭撻下さるよう お願いいたします。

何卒皆さん方の一層の多力添えを冒なく御懐を申述べます。

八潮村長　恩田理三郎

八潮村国民健康保険特別会計歳入歳出追加予算

昭和33年度　（第5回）

歳入の部	前回までの累計額	追加予算	更正額	計
⑤国庫支出金	1,891,300	52,700		1,944,000
歳入合計	13,637,889	52,700		13,690,589

歳出の部	前回までの累計額	追加予算	更正額	計
①役場費	1,316,600	28,000		1,344,600
④趣旨普及費	112,000	24,700		136,700
歳出合計	13,637,889	52,700		13,690,589

八潮村歳入歳出追加予算

昭和33年度　（第5回）

歳入の部	前回までの累計額	追加予算	更正額	計
②地方交付税	9,813,915	1,313,050		11,126,965
②村債	0	2,600,000		2,600,000
歳入合計	45,670,810	3,913,050		49,583,860

歳出の部	前回までの累計額	追加予算	更正額	計
④土木費	4,498,000	640,300		5,138,300
⑤教育費	8,251,210	42,000		8,293,210
⑥社会及労働施設費	878,200	10,000		888,200
⑧産業経済費	3,572,600	33,000		3,605,600
⑨選挙費	290,300	1,500		291,800
⑩諸支出金	11,291,300	3,186,250		14,477,550
歳出合計	45,670,810	3,913,050		49,583,860

八潮村歳入歳出予算

歳入の部	本年度予算	前年度予算
①村税	24,353,500	23,439,500
②地方交付税	8,800,300	9,813,915
③分担金及負担金	247,800	138,900
④分担金及負担金	4,015,000	4,112,000
⑤使用料及手数料	201,400	189,000
⑥国庫支出金	1,567,500	870,040
⑦県支出金	332,000	566,000
⑧寄附金	1,000	1,000
⑨繰入金	698,500	1,492,285
⑩繰越金	2,000,000	4,417,770
⑪雑収入	348,000	630,000
歳入合計	42,565,000	45,670,810

歳出の部	本年度予算	前年度予算
議会費	903,600	861,600
役場費	11,601,100	11,721,000
消防費	2,200,000	1,591,900
土木費	2,815,000	4,498,000
教育費	7,207,200	8,251,210
社会及労働施設費	908,600	878,200
保健衛生費	1,762,300	1,683,400
産業経済費	3,136,000	3,572,600
財産費	407,400	308,300
統計調査費	21,000	23,000
選挙費	401,100	290,300
諸支出費	10,491,800	11,291,300
予備費	700,000	700,000
歳出合計	42,565,000	45,670,810

八潮村 台風11号 災害復旧工事特別会計歳入歳出予算

歳入の部	本年度予算	前年度予算
県支出金	485,750	1,137,700
繰入金		613,000
歳入合計	485,750	1,750,000

歳出の部	本年度予算	前年度予算
繰出金	485,750	0
災害復旧費	0	1,750,000
歳出合計	485,750	1,750,000

国民健康保険特別会計 歳入歳出予算

歳入の部	本年度予算	前年度予算
①保険税	4,310,100	4,314,100
②一部負担金	100,200	4,987,600
③財産収入	195,900	168,000
④使用料及手数料	2,000	3,500
⑤国庫支出金	2,026,400	1,944,000
⑥県支出金	100	100
⑦寄付金	100	100
⑧繰越金	1,000,000	1,200,000
⑨繰入金	1,000,000	1,037,889
⑩雑収入	36,200	35,500
歳入合計	8,671,000	13,690,589

歳出の部	本年度予算	前年度予算
①役場費	1,356,100	1,344,600
②保険給付費	6,140,000	11,015,000
③保険施設費	281,600	336,900
④趣旨普及費	111,400	136,700
⑤財産費	195,900	168,000
⑥諸支出費	187,000	196,000
⑦予備費	399,000	493,389
歳出合計	8,671,000	13,690,589

八潮村第一簡易水道特別会計歳入歳出予算

歳入の部	本年度予算	前年度予算
簡易水道収入	2,020,000	0
国庫支出金	3,358,000	1,000,000
県支出金	1,340,000	400,000
繰入金	8,700,000	2,000,000
繰越金	4,858,300	7,020,800
雑収入	150,000	0
歳入合計	4,700	5,000

歳出の部	本年度予算	前年度予算
簡易水道新設事業費	18,760,160	10,074,000
諸支出金	1,208,000	0
公債費	103,000	0
雑費	250,600	27,100
予備費	109,240	324,700
歳出合計	20,431,000	10,425,800

所懐

公民館長　会田 悠治

社会教育普及の一翼を分担する公民館活動とその命についてはあります。

公民館活動の本質は、既成各種団体の育成理解と その必要性が活発化行事実施と共に、地域住民の理解と共に、地域性を十分に具現されて まいりますが決定されたものを承り、より緊張されると等多く残されていることは事実と存ます。

幸い当局、諸会議諸賢の深き理解の下、新年度には一段と社会教育活動に指導者の育成と共に、地域住民の理解と 自覚と 高揚を図ってまいりたいと存ます。

衛生委員会ひらく

三月一十八日午前九時八潮公民館で、日本赤十字社衛生委員会を催し、村民厚生委員の挨拶に始まり次のとおり協議事項の説明による。

（一）春季清掃実施について（厚生課説明）
（ガラコ内は雨天の場合）

（二）昭和三十四年度蚊大量撒布及び狂犬病予防注射実施について

八潮地区＝四月五日（十八日）
潮北地区＝四月十一日（十九日）
八条地区＝四月十二日（二十日）
八条地区＝四月十四日（十九日）
Ⅳ薬剤配給は四月九日午前十時から本庁及び各支所で。

（三）昭和三十四年度蚊大量撒布及び狂犬病予防注射実施について

八潮地区＝四月六日（十前九時より十一時まで）八潮青果市場前
八条地区＝四月七日（同）支所前
潮北地区＝四月八日（同）農産倉庫前

Ⅰ集合（一回目）予防注射四月十七日午前九時より十一時まで八潮青果市場、戸別は一回目終了後、二度に実施し、無報、未申射未の一掃を期すこと。

三、坪玉県獣犬管理条例条例定について取締法令としての狂犬病予防法は、狂犬病発生時において みその行い狂犬命令の措置が規定されて、また厳犯罪法であっては、人畜に危害を加え殺傷防止にあたらかた犬と現定されている。従って咬傷事故を未然に防止する規制

（四面へつづく）

「八潮だより」発刊 一周年記念号

八潮有線放送

施設工事費決算　YHKだより

八潮有線放送協会では3月29日午前9時本庁会議室において監査をおこなり全員異議なく承認されました
願いし、引続き理事会を開き、次のとおり

収入総額　7,924,800円

2,113,300円	施設費＝○八条農協扱244台（1台7,700円）1,878,800円、農協特別負担金20,000円、アンプ代35,000円、農協補助金122,500円 岡田病院分32,000円、卓上電話器（2台 追加分）8,000円、岡負担金（17台分）17,000円
1,818,000円	施設費＝○八条農協扱215台（1台7,700円）1,655,500、農協特別負担金20,000円、アンプ代35,000円、農協補助金107,500
2,471,800円	施設費＝○潮止農協扱294台（1台7,700円）2,263,800円、農協特別負担金20,000円、アンプ代35,000円、農協補助金147,000 卓上電話器負担金（6台分）6,000円
1,129,500円	○村費補助金1台1,500円（753口分）
155,200円	○公用網施設費＝役場5本、公民館1本、学校6本、駐在所4本
180,000円	○公用網施設費村負担金
57,000円	○完成報告祭挙費祝金

支出総額　7,425,640円

5,900,000円	○工事費＝東芝6,386,320円（内5,900,000円内渡金、未払金486,320円）
1,330,000円	○電話用材＝武居藤吉商会
22,910円	○測量院用材及不足電話用材代
126,570円	○完成報告祭祝賓配恣代及祝賓費
15,760円	○協会設立による印刷代その他
400円	○電話番場備地料及補償料
30,000円	○工事用リヤカー2台購入代

収入支出残額	499,160円
工事未払金	486,320円
再発足引残額	12,840円　昭和33年度YHK普通会計へ繰越

昭和34年3月29日提出

八潮有線放送協会理事長　恩田理三郎

YHK昭和32年（自昭和32年9月分 至昭和33年3月分）度収支決算書

歳入の部

科目	予算額	調定額	収入済額	収入未済額	予算額と収入額の差額
1、維持費徴収金	447,000	454,075	442,240	11,830	4,755
・調定額454,075円、内加入者調定450,600円、収入額439,200円					
・中継電話料調定3,475円　収入額3,045円					
2、補助金	50,000	0	0	0	50,000
3、寄付金	6,000	0	0	0	6,000
4、加入金	20,000	-0	0	0	20,000
5、施設費徴収金	100,000	0	0	0	100,000
6、雑収入	2,000	4,482	4,482	0	△ 2,482
・貯金利子・潮止農協分341円、八幡農協分4,141円					
歳入合計	625,000	458,557	446,727	11,830	178,273

歳出の部

科目	予算額	流用額	予算現額	支出済額	予算額と支出額の差額
1、事務局費	373,000	19,191	392,191	392,191	0
・職員給4人192,886円・事務用品10,940円					
・雑務手当5人13,300円・燃料費5,280円					
・期末勤務手当5人34,560円・会議食糧費1,180円					
・共済組合負担金20,690円・電話番号簿作成費6,450円					
・電話架設費18,300円・納入書等印刷代3,500円					
・電話料5,614円・角印500円					
・電燈工事代10,200円・県農協会議有線放送協会負担金5,000円					
・電灯料10,121円・予備費より予算充用19,191円					
・机及び椅子9個分15,200円					
・宿直用寝具代12,060円					
・ストーブ代3,900円					
・ストーブ取付工事代3,500円					
・日除カーテン代6,060円					
・マイクロホン700円					
・目覚時計1,000円					
・扇風機11-250円					
2、施設整備費	78,000	0	78,000	3,000	75,000
・障害補修手当3,000円					
3、会議費	80,000	0	80,000	10,710	69,290
・会議用食糧費10,710円					
4、予備費	94,000	△19,191	74,809	0	74,809
・事務局費へ予算充当19,191円					
歳出合計	625,000	0	625,000	405,901	219,099
歳入歳出差引残金	40,826円				
昭和33年度へ繰越	昭和34年3月29日提出				

八潮村有線放送協会理事長　恩田理三郎

事業計画など協議

八幡支館　分館長会議開く

三月二十日午後一時より八潮公民館において分館長会議を開き、本年度の結果反省と明年度事業計画について活発な意見の交換が行なわれた。記しその概要に上った事項は次の通りであります。

(一)七五三の祝賀会実施については、各分館と話合い常に好評で、明年以降も継続して実施してほしいという希望であった。

(二)青少年不良化防止のためのサイレン吹鳴は大へん好結果であったので明年度四月以降実施を通じて吹鳴してほしい。

(三)蚊とはえの防除運動については明年も更に継続実施してほしい。併し只薬剤を撒布に頼るのみでなく、環境の衛生に留意し、蚊ではえの発生の根元を絶つよう呼びかけなければいけない。同時に古びた水たまりには抜き油オイル等を撒布すれば一層効果が上がる。この点も一般に徹底する必要がある。

(四)明年度の公民館運動会般えの希望として加口をすべく重要的に一つ事業を行なった方が効果的ではないかとの意見が強かった。

(五)生活改善については特に疑問

悔いのない一票を

四月二十三日は県議会議員の選挙です

明るい政治はきれいな選挙からそろって投票所へ

わたしたち県民行政議会へわたしたちの意思を反映させる地方議員の選挙は、四月二十三日に行われます。今後四年間県政をおまかせする大切な選挙であります。母と選び、悔いのない投票をしく行使されるよう切望いたします。

この「八潮だより」は「お手許に」の届く頃は、おそらく選挙運動たけなわであろと思います。投票日が近づくにつれて、ますます激しく激化を承知の、みごくく選挙が行われることと思います。既に新聞紙上では、前々から「事前運動あるまじき行為」が報ぜられ、誠にまことに他人事のように思っていたもの、ここ数日来、私達一人一人の責任にあります。私達の小さな一票が、大きな責任と使命のあることを認識して棄権することなく、各地に起こるべき他人事のように思っていたもの、票を投ぐたいものです。

真の民主政治を築き上げるためは、私達一人一人の責任にあります。私達の小さな一票が、大きな責任と使命のあることを認識して棄権することなく、各地に起こるべき他人事のように思っていたもの、票を投ぐたいものです。

補充選挙人名簿の登録申請

……四月十一日から十三日まで

補充選挙人名簿は申請によって、昭和三十三年六月十七日から同三十四年一月十一日までに申請して下さい。次の方は忘れないで申請して下さい。

用紙は選挙員会又は各支所にあります。

昭和三十三年十一月二十二日から同十四年四月十一日までに生れた者。

▽手の不自由な人、字の書けない人は代理の記載をします。

手の不自由な人、字の書けない人は投票所へおいて下さい。

潮止　婦人会総会開く

潮止地区婦人会では、二月二十二日公民館潮止支館において昭和三十三年度総会が盛大に行われた。

総会後レクレーションを行い各部落ごとに頑ごうを発揮しておどりを行った。会員一同新年度に対する新しい希望を胸になるべかなうちに閉会した。なお新役員は左記の通り。（カッコ内副会長）

▽会長＝大山　大貴
▽副会長＝朝田せん、白井まさ
▽上＝下田＝鈴木とよ子（小食ぎ）
▽上＝下田＝鈴木とよ子（風間た）

春の三プロック リーグ戦組合せ

……四月五日……

順　試合　（審判）

◇八　条　校◇

①若　人　対　ミッキース（和井田、会田、立野）
②九　星　対　小札　染工（屋間、三輪、高橋）
③八　潮　対　日東　工業（伊草、小倉、小札）
④西　裘　対　馬場（和井田、金田、小倉）

◇八　幡　校◇

①金　小作　田　対　狩野　染工（松田、広瀬、本村）
②会　田　染工　対　日東レザーB（有馬、吉川、狩野）
③P・T　対　古庄　染工（吉田、三浦、会田）
④紺　元　対　大原　製作（浜野、吉田、広瀬）

◇潮　止　校◇

①イーグルス　対　高橋　染工（松井、松田、森田、岡部）
②愛　染　対　スワロー（服部、（イ）二名）
③銀　翼　対　相沢　整理（笹井、大谷、榎本）
④屋　旭　染工　対　日本レザーA（（イ）二名、松田、松井）

……四月十二日……

◇八　条　校◇

①馬　場　対　若人（和井田、立野小、小倉）
②西　裘　対　日東　工業（高橋、屋間、三輪）
③八　潮　対　九星（小早川、屋間、三輪）
④若　人　対　西（金田、小倉、伊草）

◇八　幡　校◇

①P・T　対　大原　製作（吉田、会田、三橋）
②金　小作　田　対　日本レザーB（吉川、松田、木村）
③金　小作　田　対　大原　製作（有馬、浜野、広瀬）
④P・T　対　日本レザーB（吉田、石井、狩野）

◇潮　止　校◇

①銀　翼　対　日本レザーA（（イ）二名（ス））
②スワローズ　対　イーグルス（（ギ）（レ））
③イーグルス　対　日本レザーA（（ギ）（ス））
④銀　翼　対　スワローズ（（イ）二名（レ））

……四月十九日……

◇八　条　校◇

①ミッキース　対　日東　工業（和井田、小札、会田）
②小札　染工　対　馬場（高橋、立野、伊草）
③九　星　対　ミッキース（屋間、三輪、濱井）
④八　潮　対　小札　染工（高橋、小倉、和井田）

◇八　幡　校◇

①金田　染工　対　紺　元（松田、吉田、広瀬）
②古庄　染工　対　狩野　染工（吉田、木村、会田）
③狩野　染工　対　紺　元（有馬、広瀬、石井）
④会田　染工　対　古庄　染工（吉川、浜野、狩野）

◇潮　止　校◇

①高橋　染工　対　相沢　整理（榎本、大谷）
②愛　染　対　屋間　染工（服部、岡部）
③愛　染　対　高橋　染工（大谷、岡部）
④屋　旭　染工　対　相沢　整理（榎本、服部）

衛生委員会事項

（二面よりつづく）

第一条（目的）この条例は飼犬が人畜その他に害を加えることを防ぎ、もって生活の安全を確保し、あわせて公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第二条（用語の意義）この条例で「飼犬」とは飼育を目的としているものをいい、「管理者」とは犬を管理する者をいう。

第三条（飼犬等の届出）管理者は次の事項を守らなければならない。①飼犬が人畜に危害を加えないよう、口輪をかけること。②飼犬に必ず首輪をつけること。③飼犬に必ず鑑札をつけること。④飼犬の公園、遊園地その他の農作物の公共施設内に入らないこと。⑤犬の糞尿を放置しないこと。⑥犬の死亡届出をすること。⑦犬の所在不明の時は、その旨を届出ること。⑧犬の所在不明の時は、その旨を届出ること。⑨犬の所在不明の時は、その旨を届出ること。⑩犬の所在不明の時は、その旨を届出ること。

第四条（飼犬がかんだ人の措置）管理者は飼犬が人をかんだ場合には、直ちに知事に届け出ること。

第五条（飼犬の検診）管理者は飼犬を毎年1回以上獣医師に検診させなければならない。管理者は飼犬に注射を行なうときは、その日から2週間以内に注射証明書を獣医師に交付しなければならない。

第六条（犬の捕獲）知事は犬の所有者が不明のときは、その日から2週間以内に捕獲することができる。

第七条（捕獲の方法）捕獲は、棒状の捕獲器、ロープ（八幡、潮止、八条）ハリーグ戦によるほかはなしに捕獲する。

第八条（捕獲犬の処置）捕獲された犬は、直ちに殺処分する。

第九条（捕獲犬の引渡）捕獲された犬は、その所有者が引渡を要求した日から3日以内に引渡すこと。

第十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第十一条（罰則）次の場合には、2万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第三十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第三十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第三十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第三十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第三十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第三十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第三十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第三十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第三十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第三十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第四十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第四十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第四十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第四十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第四十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第四十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第四十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第四十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第四十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第四十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第五十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第五十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第五十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第五十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第五十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第五十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第五十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第五十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第五十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第五十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第六十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第六十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第六十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第六十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第六十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第六十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第六十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第六十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第六十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第六十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第七十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第七十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第七十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第七十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第七十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第七十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第七十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第七十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第七十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第七十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第八十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第八十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第八十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第八十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第八十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第八十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第八十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第八十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第八十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第八十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第九十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第九十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第九十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第九十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第九十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第九十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第九十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第九十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第九十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第九十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百二十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百二十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百二十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百二十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百二十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百二十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百二十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百二十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百二十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百二十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百三十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百三十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百三十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百三十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百三十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百三十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百三十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百三十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百三十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百三十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百四十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百四十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百四十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百四十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百四十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百四十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百四十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百四十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百四十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百四十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百五十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百五十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百五十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百五十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百五十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百五十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百五十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百五十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百五十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百五十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百六十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百六十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百六十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百六十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百六十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百六十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百六十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百六十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百六十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百六十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百七十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百七十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百七十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百七十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百七十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百七十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百七十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百七十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百七十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百七十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百八十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百八十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百八十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百八十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百八十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百八十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百八十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百八十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百八十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百八十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百九十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百九十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百九十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百九十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百九十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百九十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百九十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百九十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百九十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第百九十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百二十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百二十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百二十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百二十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百二十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百二十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百二十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百二十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百二十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百二十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百三十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百三十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百三十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百三十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百三十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百三十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百三十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百三十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百三十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百三十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百四十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百四十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百四十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百四十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百四十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百四十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百四十六条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百四十七条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百四十八条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百四十九条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百五十条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百五十一条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百五十二条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百五十三条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百五十四条（罰則）次の場合には、1万円以下の罰金に処する。①第三条の届出をしないとき。②飼犬が人をかんだとき。

第二百五十五条（罰則）次の場合には、1万円以下の